

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百三号

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十三年七月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「~~第43条の3~~」を「~~第44条~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。